

北海道省エネルギー・新エネルギー促進条例の施行状況等の報告について

1 趣旨

「北海道省エネルギー・新エネルギー促進条例」(以下、「条例」という。)の附則の規定に基づき、この条例の施行の状況等について検討するため、エネルギー施策懇話会に省エネ新エネ促進条例部会を設置し、検討を行った。

◇北海道省エネルギー・新エネルギー促進条例

附則

- 2 知事は、平成21年4月1日から起算して5年を経過するごとに、社会経済情勢の変化等を勘案し、この条例の施行の状況等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2 部会での検討状況

(1) 検討の視点

道条例の適時性が確保されるよう、次の視点を基本として、施行状況等の検討を行った。

1	必要性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 条例が対応しようとしていた課題は、現在においても、条例により対応しなければならない課題であるか、また、道が対応すべき課題か ・ 規制のあり方が現在の社会情勢の下で必要以上のものになっていないか ・ 関係法令の改正等によって、不要となった規定はないか
2	効果	<ul style="list-style-type: none"> ・ 条例の目的を達成するために、現時点においても、条例の規定が効率的に機能し、十分な効果を挙げているか
3	基本方針との適合性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 条例の内容が、道政の中長期的な基本方針（新・北海道総合計画等）に適合したものとなっているか
4	適法性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 条例の内容が法令の範囲内であるか
5	規定の適正化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 社会情勢の変化に伴い適切でなくなった表現はないか ・ 条例の規定が分かりやすく、かつ、整理されたものとなっているか

(2) 条例の施行状況等の報告（案）

資料1-2、1-3のとおり

3 部会開催状況

第1回省エネ新エネ促進条例部会 令和元年9月10日（火）開催

第2回省エネ新エネ促進条例部会 令和元年10月18日（金）開催